

議決権行使の基本方針

1. 議決権行使にあたっての基本的考え方

当社は運用方針として中長期的かつ安定的資産運用を心掛けており、その観点から、顧客の利益向上を図ることを目的に議決権を行使することを議決権行使にあたっての基本的な考え方とします。具体的には、中長期的に企業価値の毀損につながるものではないか、あるいは、コーポレートガバナンス（企業統治）上問題はないかなどの判断基準により行使判断を行います。また、忠実義務および善管注意義務などからなる受託者責任に基づき、お客さまの利益を図るためにのみこれを行うものとし、自己、またはお客さま以外の第三者の利益を図る目的で指図を行いません。当社の系列もしくは取引関係等を理由に議決権行使指図の判断を歪めることもいたしません。なお、ここでいうお客さまの利益とは、企業価値（株式価値）の増大、またはその価値の毀損防止を意味するものです。

2. 意思決定プロセス

具体的な審査及び行使判断の基準は別途「議決権行使に関するガイドライン」に定め、このガイドラインに基づいて各ファンドの担当ファンドマネージャーが審査及び行使判断を行います。また、担当ファンドマネージャーは議決権行使の内容についてコンプライアンス部部長に報告します。なお、問題となる議案があった場合はその議案が問題となる理由および意思決定の理由を記録し、これらの内容を事前にコンプライアンス部部長に報告しその妥当性を審査します。

3. 個別議案に対する基本的考え方

① 剰余金処分について

剰余金の処分については、株主利益を損なうものであってはならず、内部留保とのバランスを保ち将来的な企業価値増大に寄与する適切な分配政策であるかを精査します。

② 取締役会の構成について

取締役会は、株主の代理人として適切かつ迅速な経営判断が下せるメンバーから構成されるべきであり、期待されるコーポレートガバナンス機能を有効に発揮し得る適切な構成となっているかを精査します。

③ 取締役・監査役の選任について

取締役・監査役候補者については、期待される役割を全うしうる資質を有しているかを精査します。

④ 社外取締役・社外監査役の選任について

社外取締役・社外監査役候補者については、期待される役割を果たしうる資質を有しているかを精査します。

⑤ 役員報酬・退職慰労金・ストックオプション等の報酬について

役員等の報酬については、業績や株主への利益配分に照らして妥当な水準であるか、将来の企業価値・株主価値の増大に資する内容であるかを精査します。

⑥定款変更について

定款変更については、当該変更が株主価値の保全・向上に資するものであるか、既存株主の権利を不当に制限するものでないかを精査します。

⑦組織再編について

合併、買収、営業譲渡等の組織再編については、当該提案が既存株主の利益に資するものであるかを精査します。

⑧買収防衛策について

買収防衛策については、当該防衛策が既存株主の利益に資するものであるかを精査します。

⑨株主提案について

株主提案については、株主全体の利益に適う提案であるかを精査します。

⑩その他の議案について

中長期的な株主利益の向上に資するものであるかを個別に精査します。

以上の基本方針に基づき、別途「議決権行使に関するガイドライン」を定めて、議案を精査することとしております。

[「議決権行使の結果」は、こちら。](#)